

岩手県市町村総合事務組合規程第1号（令和2年3月27日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（傷病特別給付金の支給）</p> <p>第17条 傷病特別給付金は、<u>議員に係る</u>傷病補償年金の受給権者に対し、年金として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（傷病特別給付金の支給）</p> <p>第17条 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者<u>（特別給（期末手当、勤勉手当又はこれらに相当する給与をいう。以下同じ。）が支給されない職員を除く。）</u>に対し、年金として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">（障害特別給付金の支給）</p> <p>第18条 障害特別給付金は、<u>議員に係る</u>障害補償年金の受給権者に対し年金、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（障害特別給付金の支給）</p> <p>第18条 障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者<u>（特別給が支給されない職員を除く。）</u>に対し年金、障害補償一時金の受給権者<u>（特別給が支給されない職員を除く。）</u>に対し一時金として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">（遺族特別給付金の支給）</p> <p>第20条 遺族特別給付金は、<u>議員に係る</u>遺族補償年金の受給権者に対し年金、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として支給する。</p>	<p style="text-align: center;">（遺族特別給付金の支給）</p> <p>第20条 遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者<u>（特別給が支給されない職員の遺族を除く。）</u>に対し年金、遺族補償一時金の受給権者<u>（特別給が支給されない職員の遺族を除く。）</u>に対し一時金として支給する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2～5 (略)</p> <p>(障害差額特別給付金の支給)</p> <p>第21条 障害差額特別給付金は、<u>議員に係る</u>障害補償年金差額一時金の受給権者に対し一時金として支給する。</p> <p>2 障害差額特別給付金は、前項に定めるもののほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるものに対し一時金として支給する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(障害差額特別給付金の支給)</p> <p>第21条 障害差額特別給付金は、障害補償年金差額一時金の受給権者<u>(特別給が支給されない職員の遺族を除く。)</u>に対し一時金として支給する。</p> <p>2 障害差額特別給付金は、前項に定めるもののほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるもの<u>(特別給が支給されない職員の遺族を除く。)</u>に対し一時金として支給する。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第17条第1項、第18条第1項、第20条第1項並びに第21条第1項及び第2項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償及び遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償及び遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。